

令和3年7月28日

担当課：商工部観光局観光振興課
直 通：092-643-3429(内線 3712)
担 当：徳本、駒澤

「福岡の避密の旅観光キャンペーン」の販売・利用の一時停止について

- 今般、「福岡コロナ警報」を発動し、不要不急の外出自粛や飲食店への営業時間短縮を要請したことを踏まえ、「福岡の避密の旅」(第3弾) 県民向け観光キャンペーンのコンビニ宿泊券等の販売を一時停止するとともに、要請の期間中(8月1日～8月29日)の、キャンペーンの利用を一時停止することとしましたので、お知らせします。

1 販売及び利用を停止する期間について

- ①販売停止期間(対象：「福岡の避密の旅」(第3弾))

令和3年7月29日(木)～8月29日(日)

- ②利用停止期間(対象：「福岡の避密の旅」(第1弾、第2弾、第3弾))

令和3年8月1日(日)～8月29日(日)

2 販売及び利用を停止する対象キャンペーンについて

- ①「福岡の避密の旅」(第1弾) 観光キャンペーン ※販売終了

コンビニエンスストアにおいて県内の登録宿泊施設で使える割引宿泊券を発行
【利用期間】令和2年11月5日(木)～令和4年1月1日(土)チェックアウトまで

- ②「福岡の避密の旅」(第2弾) 県民向け前売り宿泊券・旅行券 ※販売終了

購入時に指定した県内の宿泊施設、旅行会社の支払いで利用できる前売り宿泊券・旅行券を販売

【利用期間】令和3年7月12日(月)～12月31日(金)

※宿泊の場合は、令和4年1月1日(土)チェックアウトまで

- ③「福岡の避密の旅」(第3弾) 県民向け観光キャンペーン

(宿泊、旅行助成)

- ・県内のコンビニエンスストアにおいて県内の登録宿泊施設で使える割引宿泊券を発行
- ・宿泊予約サイトにおいて、県内の宿泊施設で使える割引電子クーポンを発行
- ・県内の登録旅行会社において県内旅行商品を割引価格で販売

【販売期間】 令和3年7月26日（月）～10月31日（日）

【利用期間】 令和3年7月26日（月）～12月31日（金）

※宿泊の場合は、令和4年1月1日（土）チェックアウトまで
（レンタカー、タクシー助成）

「福岡の避密の旅」観光キャンペーンを利用して宿泊した場合や、登録された観光施設等を2か所以上巡る場合、レンタカー代やタクシー代を助成

【販売期間】 令和3年7月26日（月）～令和4年1月31日（月）

※タクシー助成のみコンビニエンスストアにおいてタクシー券を発行

【利用期間】 令和3年7月26日（月）～令和4年2月1日（火）

3 キャンセル料の取扱いについて

キャンペーンの利用停止に伴うキャンセル料については、次の期間にキャンセルを申し出た旅行について、各事業者のキャンセルポリシーに基づき、助成額を上限（宿泊の場合最大5千円/人・泊、日帰りの場合最大3千円/人・回）に、キャンペーン事務局から対象事業者に支払うこととしています。

詳細は、キャンペーン公式サイトをご覧ください。

キャンセル申出期間

令和3年7月28日（水）～8月10日（火）

「福岡の避密の旅」観光キャンペーン特設サイト

[https:// fukuoka-himitsu-travel.jp/](https://fukuoka-himitsu-travel.jp/)

